

新原料費調整制度とは

為替レートや原料の価格が外生的な要因により変動した場合、その変動分をガス料金に反映させる制度が原料費調整制度です。

ガス料金のしくみ

ガス料金	=	基本料金	+	従量料金
		変更ありません。		(従量料金単価 × ご使用量) この部分が原料価格の変動により毎月見直しとなります。

変更点

ガス料金の調整を毎月実施いたします。

これまで6か月ごとに実施していたガス料金の調整を毎月実施いたします。

原料価格の変動をより速くガス料金に反映いたします。

平均原料価格の変動をガス料金に反映させるまでの期間を、3か月後から1か月短縮し2か月後といたします。

原料価格の変動をきめ細かくガス料金に反映いたします。

原料価格の変動が一定(基準となる原料価格の±5%)以上の場合のみ調整していましたが、小幅な変動の際にも調整を実施いたします。

なお、原料価格が高騰した場合のガス料金に反映できる上限値はこれまでと変わりありません。

翌月の従量料金単価は、これまでと同様に毎月の検針時に「検針票」でお知らせするとともに、ホームページでもご覧いただけます。

新しい原料費調整制度のイメージ

	平成20年						平成21年									→ 新制度移行						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			
現行制度	平均原料価格						→ 中3ヵ月			料金反映												
新制度										平均原料価格			→ 中2ヵ月			新料金反映						
										平均原料価格						新料金反映						
										平均原料価格			新料金反映									